「五郷小学校 児童向け『いじめをなくそう!』パンフレット」より



いじめをなくそう!

いさと小学校

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものと

いわれています。

また、学校の中だけのことではありません。登下校・放課後・ スポーツ少年団など、いろいろなところで起こります。

いじめには、

- ○無視される。
- 仲間はずれにされる。
- ○「うざい」などのイヤな言葉を言われる。
- ○無理やりイヤなことをされたり、させられたりする。
- くつをかくされる。
- 大事なものをこわされる。
- お金をとられる。
- インターネットや携帯電話で悪口を書かれる。など

これ以外にも、たくさんのことがあります。 どんなことが「いじめ」になるかというと、



いじめられた本人が、「つらいなあ」「かなしいなあ」と感じた時、それは、「いじめ」とされることがあります。

また、本人が「いじめられていません」と言っても、まわりの

^{はかだん} 様子から「いじめ」と判断されることもあります。

さらに、これらの「いじめ」の中には、ケガをさせたり、人のものをぬすんだりするようなとても悪いことをおこなった時は、
すぐに犯罪行為として警察に相談・通報されることもあります。

いじめを早く見つけましょう!

みなさんへ

○ 「いじめかな?」と思っても、知らないふりをするのは、
 いじめているのと一緒です。みんなの力と勇気でいじめをなくしましょう。



- - ・一人でむずかしい時は、二人、三人て
 - ・先生やおうちの人に相談しましょう。



熊野市立五郷小学校

〒519−4673

熊野市五郷町寺谷1123番地

電 話:0597-83-0022

FAX: 0597-83-0022

-附則-

- 1 本基本方針は、平成26年3月5日から施行する
- 2 本基本方針は、平成30年3月5日から改訂する。

熊野市立五郷小学校

いじめ防止基本方針



2019(平成30年3月改訂)

ーはじめにー

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく 侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与 えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるお それがあり、決して許されるものではありません。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要があります。

学校は、教育全体を通じて、子どもの豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性を育み、子どもの将来における自己実現を可能にするための力を育成していきます。

いじめを生まないために、学校はもちろん、社会全体で子ども 一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環 境づくりに取り組み、自己肯定感を高め、子どもに自他の人権を 守るために行動できる力を育むため、学校・家庭・地域が連携し ていくことが重要と考えています。

ーいじめとはー

いじめ防止対策推進法第2条において「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があるため、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が 多々あることを踏まえ、子どもの表情や様子をきめ細かく観察す るなどして確認する必要があります。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいたが、本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる子ども自身が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った子どもに対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

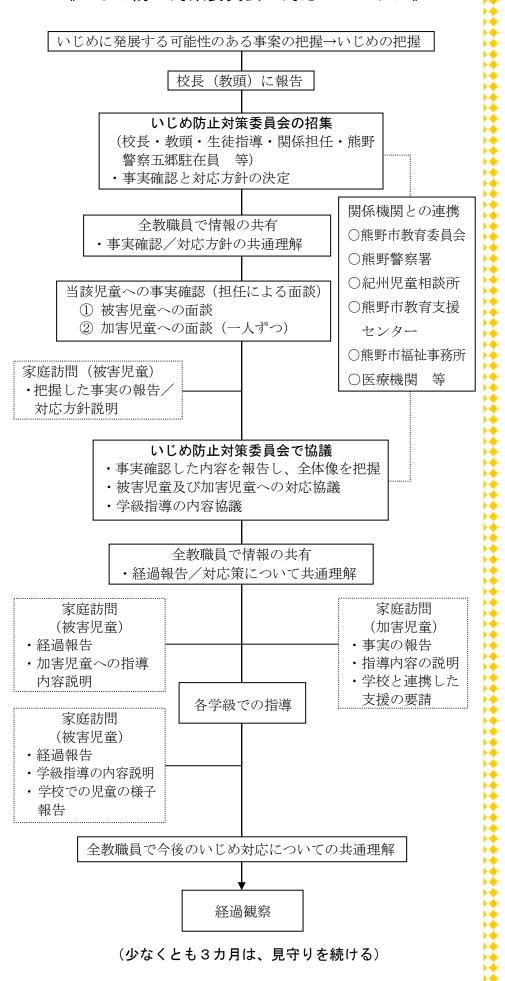
―いじめ解消の定義―

いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月を目安に止んでいること。
- ② 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校は、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。

《いじめ防止対策委員会・対応マニュアル》



- * 関係児童への面談の記録を保存する。
- * いじめ防止対策委員会の協議内容、事案への対応記録を保存する。

《取組の推進方策》

《未然防止・早期発見に関すること》

いじめは、特に大人には、目につきにくい時間や場所で行われます。ささいなことでも、「もしかして」と思ってじっくりと見極めることが大切です。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もありますので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校長に報告し、学校は組織的な対応をすぐに行います。学校では、定期的なアンケート調査・教育相談等を行うとともに、情報モラル教育を推進し、ネット上のトラブルの未然防止・早期発見にも努めます。そして、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うこと

ができるよう、具体的な実践事例の提供や道徳教育を推進します。

《学校として特に配慮が必要な児童について》

- ○発達障がいを含む、障がいのある児童
- ○海外から帰国した児童や外国につながりがある児童
- ○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- ○東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

《家庭・地域との連携》

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要です。学校は、PTAや学校運営協議会をはじめ、地域の関係団体等と協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いじめ防止ための広報啓発も充実していきます。

また、学校評価においていじめ問題に関する取組を評価し、その 結果を公表します。

《関係機関との連携》

いじめの問題への対応については、例えば、学校において、いじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(熊野市教育委員会、熊野警察署、紀州児童相談所、熊野市教育支援センター、熊野市福祉事務所、医療機関等)と適切に連携し対応します。

《重大事態に関すること》

*

【想定されること】 (児童がいじめを受けたことにより)

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより子どもが相当の期間 学校を欠席することを余 技なくされている疑いがあると認めるときなど。 (※/相当の期間については、不管校の定義を試えて年間の日を15分析、日数だけでか、個々の状况等を十分枠間によいで削がる。

(X) 相当の別间」については、不全区の定義を踏まれて平向30日を日女とするか、日教だりでは、、個々の私に寺を十万担催した上で刊所する。) 【 玄十夕1. 】

- 「いじめ防止対策委員会」を活用し、情報収集及び事実関係を 整理します。
- いじめの概要を教育委員会に報告するとともに指導・支援の要請を行います。
- 法に抵触すると考えられる場合には、熊野警察署へ通報し、適切な対応等を相談します。